

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 8 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第 2 号

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 6 平成31年 5 月31日までの間は、第 2 条の規定にかかわらず、広島県呉警察署協議会及び広島県尾道警察署協議会の委員の定数を15人とする。
- 7 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成29年広島県条例第41号。以下「改正条例」という。）の規定中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年広島県条例第33号。以下「管轄条例」という。）別表広島県呉警察署の項、広島県音戸警察署の項、広島県尾道警察署の項及び広島県因島警察署の項並びに同表の備考二の改正規定の施行の日（平成30年 4 月 1 日。以下「施行日」という。）の前日において改正条例による改正前の管轄条例に規定する次の表の左欄に掲げる警察署に置かれる協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、施行日にそれぞれ改正条例による改正後の管轄条例に規定する次の表の右欄に掲げる警察署に置かれる協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

広島県音戸警察署	広島県呉警察署
広島県因島警察署	広島県尾道警察署

別表中

「	<table border="1"><tr><td>広島県広警察署協議会</td><td>9 人</td></tr><tr><td>広島県音戸警察署協議会</td><td>5 人</td></tr></table>	広島県広警察署協議会	9 人	広島県音戸警察署協議会	5 人	を
広島県広警察署協議会	9 人					
広島県音戸警察署協議会	5 人					
「	<table border="1"><tr><td>広島県広警察署協議会</td><td>9 人</td></tr></table>	広島県広警察署協議会	9 人	に、		
広島県広警察署協議会	9 人					
「	<table border="1"><tr><td>広島県尾道警察署協議会</td><td>9 人</td></tr><tr><td>広島県因島警察署協議会</td><td>7 人</td></tr></table>	広島県尾道警察署協議会	9 人	広島県因島警察署協議会	7 人	を
広島県尾道警察署協議会	9 人					
広島県因島警察署協議会	7 人					
「	<table border="1"><tr><td>広島県尾道警察署協議会</td><td>11 人</td></tr></table>	広島県尾道警察署協議会	11 人	に改め		
広島県尾道警察署協議会	11 人					

る。

附 則

この公安委員会規則は，平成30年4月1日から施行する。